

里庄町告示第16号

里庄町同窓会開催支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

里庄町長 加藤 泰久

里庄町同窓会開催支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、町内で開催される同窓会に要する経費の一部について、予算の範囲内で必要な支援を行うことにより、同窓生の交流の促進と親睦を深めるとともに、併せて本町の定住促進施策等の情報発信及び情報収集等を行うことにより、若年層の定住人口の増加に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 里庄町内に存する小学校及び中学校をいう。
- (2) 同窓生 同じ学校を卒業した者をいう。
- (3) 同窓会 学校の同窓生が集まり里庄町内にて開催される親睦会をいう。
- (4) 若年層 同窓会が開催される日の年度の末日までに満20歳から満35歳に達する者をいう。

(補助対象の同窓会)

第3条 里庄町同窓会開催支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる同窓会は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 町内の飲食店等において開催されるものであること。
- (2) 若年層の同窓生が男女20名以上参加して開催されるものであること。
- (3) 同窓会の参加者は、町が依頼するアンケートへの回答、パンフレット等の配布及び情報発信等へ協力すること。
- (4) 国、県又は町の他の補助金等の交付を受けているもの又は受ける予定となっているものでないこと。
- (5) 特定の候補者、政治団体及び宗教団体等の活動又は宣伝並びにその他社会通念上公金で補助することがふさわしくないものでないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、同窓会を開催する町内の飲食店等に支払う会場使用料及び食料費とする。なお、若年層を含む幅広い年齢層が参加する同窓会については、若年層の参加者に係る経費を補助金の交付の対象とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、同窓会へ参加した若年層の同窓生の人数に2,000円を乗じて得た額とし、100,000円を上限とする。

2 同一の同窓会への補助金の交付は、1年度に1回とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする同窓会の代表者（以下「申請者」という。）は、同窓会開催の日から起算して30日前までに、里庄町同窓会開催支援事業補助金交付申請

書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 参加者予定者名簿（別紙1）
- (2) 同窓会案内状の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を精査し、里庄町同窓会開催支援事業補助金交付決定（不交付決定）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者が、決定後にその内容を変更し、又は交付決定を取り下げようとするときは、里庄町同窓会開催支援事業補助金変更・取下げ承認申請書（様式第3号）により、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項による変更を承認したときは、里庄町同窓会開催支援事業補助金変更・取下げ承認決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、同窓会開催の日から起算して30日以内に、里庄町同窓会開催支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 参加者名簿（別紙2）
- (2) 利用した町内の飲食店等の領収証及び請求明細書の写し
- (3) 参加者全員が確認できる集合写真
- (4) 町が依頼したアンケート（回収分）
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定により実績報告書等の提出があったときは、その内容を精査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、里庄町同窓会開催支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第11条 前条の規定による通知を受けた申請者は、里庄町同窓会開催支援事業補助金請求書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき
- (3) その他町長が特に必要があると認めるとき。

2 町長は、前項による取消しを決定したときは、里庄町同窓会開催支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、里庄町同窓会開催支援事業補助金返還命令書（様式第9号）により、期限を定めてこれを返還さ

せることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。